県立療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会 医療部門(小児科・整形外科)専門委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県立療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会設置要綱 (平成22年1月25日施行、以下「要綱」という。)第5条第4項の規定により設置する専門委員会(以下「専門委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

- 第2条 専門委員会は次の事項について検討を行うこととする。
- 1 重症心身障害児(者)に対する療育福祉センターの医療機能のあり方
- 2 その他、上記に付随する必要な事項に関すること

(委員)

第3条 委員は、会長の委嘱する10名以内の委員で構成する。

(座長及び副座長)

- 第4条 専門委員会に座長及び副座長を置く。
- 2 座長は、委員の互選により選任し、副座長は座長の指名により選任する。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 専門委員会は、座長が招集する。
- 2 座長は、必要に応じてその他委員以外の者の出席を求めることができる。

(報告)

第6条 専門委員会は、審議、検討した結果を「県立療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会」に報告しなければならない。

(任期)

第7条 委員の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成されたときまでとする。

(庶務)

第8条 専門委員会の庶務は、地域福祉部障害保健福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月26日から施行する。